

## 施設カルテ

基本事項	施設名称		所在地	
	大野城いこいの森		大野城市牛頸667番地58	
	開館時間	休館日	建設年月日	構造
	キャンプ場6:00～22:00 中央公園9:00～17:00	毎週月曜日 (7,8月を除く)	平成4年	-
	床面積	敷地面積	附属施設	施設所管課
	-	52.74ha	-	公園街路課
	設置目的	豊かな自然が残っている牛頸ダム周辺の森林、水辺環境と公園を活かし、利用者が快適に余暇を楽しめる施設を提供する。		
	根拠法令等	大野城いこいの森の管理に関する条例、大野城いこいの森の管理に関する条例施行規則、大野城いこいの森利用助成金交付規程		
	指定管理者		指定管理者の所在地	
	コンパスグループ・ジャパン株式会社		東京都中央区築地五丁目5番12号	
施設種類	レクリエーション・スポーツ施設	指定期間	H29 年度～ R3 年度	
		選定方法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	
管理者種類	<input type="checkbox"/> 市内の企業 <input checked="" type="checkbox"/> 市外の企業 <input type="checkbox"/> NPO、ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 自治会等コミュニティ組織 <input type="checkbox"/> 財団法人・社団法人・社会福祉法人、医療法人、学校法人等 <input type="checkbox"/> 公的団体(区など)			

施設写真① (いこいの森①)	施設写真② (いこいの森②)
	
施設写真③ (キャンプ場①)	施設写真④ (キャンプ場②)
	

【別添5】

施設の管理運営に関する評価シート

基本事項	No.	施設名称	部(局)名	課(室)名	
	4	大野城いこいの森	建設環境部	公園街路課	
	指定管理者名称		指定管理者の所在地		
	コンパスグループ・ジャパン(株)		福岡県大野城市牛頸667-58		
	総合計画における位置づけ	政策	都市と自然が共生した安全で安心なまちづくり		
		大施策	幹線道路の整備と公園の管理		
		小施策	公園の整備と維持管理		
施設種類	基盤施設	指定期間	平成 29 年度 ~ 令和 3 年度	選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	
管理者種類	<input type="checkbox"/> 市内の企業 <input checked="" type="checkbox"/> 市外の企業 <input type="checkbox"/> NPO、ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 自治会等コミュニティ組織 <input type="checkbox"/> 財団法人・社団法人・社会福祉法人、医療法人、学校法人等 <input type="checkbox"/> 公的団体(区など)				

利用状況	事業内容	キャンプ場・中央公園利用者の利用料徴収業務・各公園の環境整備・巡回業務
	利用者数	<b>【2020年度実績】</b> ・キャンプ場: 17,465人 ・中央公園: 71,847人(※中央公園については、駐車場利用数×4名概算)

収支状況	指定管理者の収入	総額 68,421 千円 (内訳) (指定管理者) 交付金 25,926 千円 利用料金収入 38,611 千円 自主事業収入 2,012 千円 その他収入 1,872 千円
	指定管理者の支出	総額 63,637 千円 (内訳) 人件費 36,763 千円 事務費 2,181 千円 管理費 24,693 千円 自主事業費 千円
	当期純利益	4,784 千円 前期繰越損益 千円 当期未処理損益 千円

チェックシート結果 (自動表示)	168.8 点 / 200.0 点 →		総合評価 (自動表示)	S	達成率 S: 80%以上 A: 60%以上 B: 40%以上 C: 40%未満
	施設の維持管理	87.5 / 100.0	施設サービス	41.3 / 50.0	業務運営体制
利用者満足度 【最高点2点、最低点-2点】 (自動表示)	総合的評価 (満足度)	施設の評価	1.09 点	総合的評価 (必要度)	1.54 点
改善点 (不適切な部分及び改善内容等を記述)	・土日祝日のキャンプ場利用者が多い一方で、平日の利用者が少ない。平日利用者を増やす取り組みをお願いしたい。				
改善手順・期間	・コロナ禍において、キャンプ場等のオープンスペースは需要を増しているため、感染対策を万全に行い、利用者増進をお願いしたい。				

## 施設の管理運営に関するチェック項目

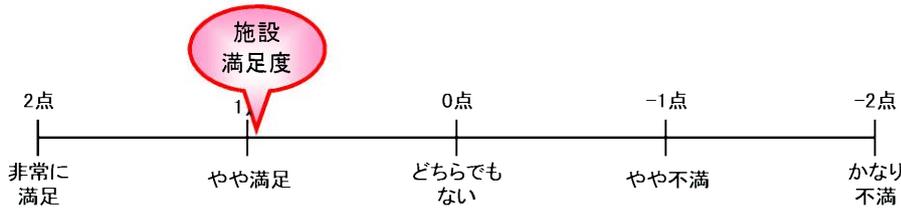
評価対象	配点	評価の視点・項目	確認方法	評価	点数 (自動計算)	
施設の維持管理内容	協定遵守	20	・協定に定めた業務が、適正な水準で確実に実施されているか	書類・ヒアリング	S	20.00 / 20.0
	法令等遵守	10	・法令等の改正への対応や通知等の取り扱いが適切か ・法令等遵守に関するマニュアル等が整備されているか ・法令等遵守のための職員研修が計画的に実施されているか	書類・ヒアリング	S	10.00 / 10.0
	個人情報の保護	5	・法令等に基づき、個人情報の取り扱いが適切か ・個人情報保護に関するマニュアル等が整備されているか ・個人情報保護のための職員研修が計画的に実施されているか	書類・ヒアリング	S	5.00 / 5.0
	公金処理	10	・定められた料金を適正に収受しているか ・利用料金の還付や減免処理など適切に実施されているか	書類・ヒアリング	S	5.00 / 5.0
	利用許可	5	・利用許可又は不許可は適切に行われているか ・利用者から利用許可に関する苦情等がないか	書類・ヒアリング	S	10.00 / 10.0
	安全管理	15	・安全管理のための行動計画やマニュアル等が整備されているか ・それらに沿った安全対策が適切に実施されているか ・防災訓練等が計画的に実施されているか ・業務従事者に対する、安全教育が適切に実施されているか ・職員不在時の警備体制や鍵の管理が適切か	書類・ヒアリング	A	11.25 / 15.0
	衛生管理	15	・衛生管理に向けた行動計画やマニュアル等が整備されているか ・それらに沿った衛生管理が適切に実施されているか ・衛生管理の責任者が明確で、衛生管理に必要な人員、有資格者などが適正に配置されているか	現地視察	A	11.25 / 15.0
	美化清掃	10	・整理整頓・清掃がなされ、美観を損なっていないか ・施設、設備、備品等の保守点検業務は適切に実施されているか	現地視察	A	7.50 / 10.0
	環境配慮	10	・公害防止、省エネへの取組が積極的に実施されているか ・廃棄物処理が適正に実施されているか	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
施設サービス内容	利用者範囲	5	・事業の目的と比較して、利用者の範囲は適切か ・広範で適切な広報活動を実施しているか	書類・ヒアリング	S	5.00 / 5.0
	サービス内容	15	・利用者数を増加させるための努力が実施されているか ・行政が直営する場合と比べて、サービス内容の拡大などサービスの質を高める工夫があるか	書類・ヒアリング	A	11.25 / 15.0
	職員育成	10	・職員の研修体制が整備されているか ・職員は、業務に即した資格や専門知識を有しているか	書類・ヒアリング	S	10.00 / 10.0
	ニーズの把握・活用	10	・利用者の意見や要望が、アンケート等で把握されているか ・アンケートや住民等の苦情を、業務改善に役立てているか	アンケート	A	7.50 / 10.0
	地域協働	10	・地域の社会活動へ参加しているか ・地域に貢献する事業を実施しているか ・地元からの雇用、物資調達等を積極的に実施しているか	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
実施体制等	実施体制	10	・統括責任者が明確で、責任の所在が明らかであるか ・業務遂行上に必要な職員数が配置されているか ・経理などの各種帳簿が作成され、適切に保管されているか	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	市との連絡	10	・年次(期別・月次)報告等の報告が、市に適切に提出されているか ・代表者の変更など重要事項の変更の届出が実施されているか	書類	A	7.50 / 10.0
	緊急時対応	5	・緊急時の連絡体制、初動体制が整備されているか	その他	A	3.75 / 5.0
	再委託	5	・指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか ・再委託する場合に適切な届出が実施されているか ・再委託先から業務報告を受けるなど、再委託先の管理は適切か	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
	経営状況	10	・直近の財務諸表等が提出され、財務状況に不安はないか	書類・ヒアリング	S	10.00 / 10.0
収支妥当性	10	・収支積算が妥当で、業務改善や経費削減の工夫があるか	現地視察	A	7.50 / 10.0	
合計	200点満点(「該当なし」がない場合) ※小数点第二位四捨五入				168.8 / 200.0	
所見	コロナ禍における休園対応はあったものの、利用者が快適に余暇を楽しむことができるよう努力していると感じる。また、老朽化した施設や物品の積極的な改修に取り組み、利用者へのサービス向上に日々努めている。					

次頁チェック項目の評価 (S・A・B・C) の意味

- S 業務目的や仕様、利用者評価等をもとに、期待水準より効率的・効果的に実施されており、高く評価できる。  
A 業務目的や仕様、利用者評価等をもとに、期待水準どおりに実施されている。  
B 概ね適切に実施されている。一部に不適切な部分が確認されたが、現在改善中あるいは既に改善済である。  
C 不適切な部分が確認されたため改善を指示したが、未対応あるいは改善の見込がない。

■総合的評価(満足度)

①【施設の評価】満足度総合評価: 1.09 点



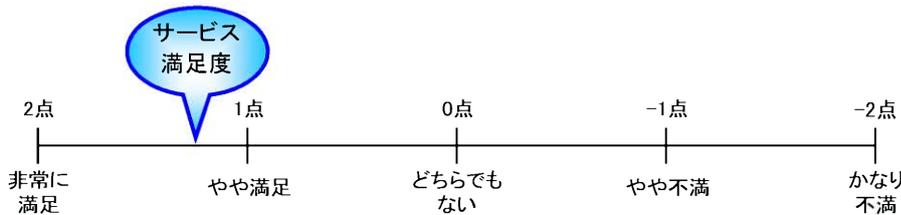
- ①情報の入手しやすさ
- ②施設のアクセスの利便性
- ③施設の清潔さ
- ④設備の整備情報
- ⑤開館期日・時間の適正さ

		アンケート結果より					
		①	②	③	④	⑤	合計(a)
非常に満足(2点)	184	205	186	197	222	994	( 38% )
やや満足(1点)	230	213	199	195	188	1025	( 40% )
どちらでもない(0点)	92	77	89	88	63	409	( 16% )
やや不満(-1点)	14	25	45	41	19	144	( 6% )
かなり不満(-2点)	4	4	5	3	2	18	( 1% )
無回答(点数なし)	0	0	0	0	30	30	
有効回答数合計 (※無回答を除いた数)	524	524	524	524	494	2590	

※満足度

$$\begin{aligned}
 &= (a) \times \text{各項目の点数} \div \text{有効回答数} \\
 &= ( 994 \times 2点 + 1025 \times 1点 + 409 \times 0点 + 144 \times -1点 + 18 \times -2点 ) \div 2590 \\
 &= \underline{\underline{1.09}}
 \end{aligned}$$

②【サービスの評価】満足度総合評価: 1.13 点



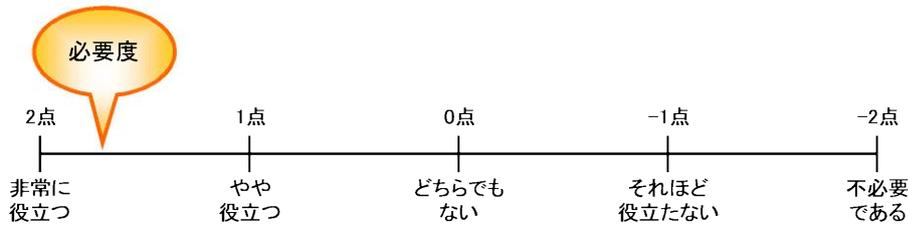
- ①利用手続きの簡便さ
- ②基本的なサービス
- ③イベントなどの付加的サービス
- ④利用料金の適切さ

		アンケート結果より				
		①	②	③	④	合計(a)
非常に満足(2点)	292	286	158	183	919	( 44% )
やや満足(1点)	172	164	105	188	629	( 30% )
どちらでもない(0点)	46	65	247	103	461	( 22% )
やや不満(-1点)	10	7	13	43	73	( 3% )
かなり不満(-2点)	4	2	1	7	14	( 1% )
無回答(点数なし)	0	0	0	0	0	
有効回答数合計 (※無回答を除いた数)	524	524	524	524	2096	

※満足度

$$\begin{aligned}
 &= (a) \times \text{各項目の点数} \div \text{有効回答数} \\
 &= ( 919 \times 2点 + 629 \times 1点 + 461 \times 0点 + 73 \times -1点 + 14 \times -2点 ) \div 2096 \\
 &= \underline{\underline{1.13}}
 \end{aligned}$$

■総合的評価(必要度): 1.54 点



	アンケート 結果より 人数 (a)	
非常に役立つ(2点)	323	( 62% )
やや役立つ(1点)	162	( 31% )
どちらでもない(0点)	32	( 6% )
それほど役立たない(-1点)	4	( 1% )
不必要である(-2点)	1	( 0% )
無回答(点数なし)	2	
有効回答数合計 (※無回答を除いた数)	522	

※必要度

$$= (a) \times \text{各項目の点数} \div \text{有効回答数}$$

$$= ( 323 \times 2\text{点} + 162 \times 1\text{点} + 32 \times 0\text{点} + 4 \times -1\text{点} + 1 \times -2\text{点} ) \div 522$$

$$= \underline{\underline{1.54}}$$

【別添4】

## 事業報告書

記入年月日	令和 3 年 6 月 1 日
報告期間	令和2 年度

## 1. 施設の概要

施設名称	大野城いこいの森	所管課名	公園街路課
所在地	大野城市大字牛頭667番58他		
施設目的	大野城いこいの森は、豊かな自然が残っている牛頭ダム周辺の森林、水辺環境と公園を活かし、利用者が快適に余暇を楽しめる環境を提供することを目的としている。		
施設概要 (敷地面積等)	キャンプ場36.3ha(ロッジ15棟、常設テント10張、フリーテント30張、管理棟他) 中央公園7ha(管理棟、野外ステージ、大型遊具他)、スポーツ公園2.5ha(多目的グラウンド) 水辺公園4.6ha、ダム記念公園0.7ha、井手1・2号公園1.5ha他		

## 2. 指定管理者の概要

名称	コンパスグループ・ジャパン株式会社 大野城いこいの森	代表者名	石田 隆嗣
所在地	福岡県大野城市牛頭667-58		
電話番号	092-595-2110	FAX番号	092-595-2116

## 3. 指定管理の概要

指定期間	2017 年 4 月 1 日 ~ 2022 年 3 月 31 日		
開園・館時間	8時30分～17時	休園・館日	・毎週月曜日(7月・8月を除く) ※月曜日が祝日の場合、その次の平日 ・年末年始(12月27日～1月5日)
管理体制 (職員数、勤務体制等)	21名(2021年5月末現在)		
管理業務 の内容	キャンプ場・中央公園利用者の利用料徴収業務、各公園の環境整備、施設内の巡回業務		
再委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	再委託先の業務名	給排水衛生設備点検業務・水質検査・浄化槽維持管理点検・ パーキング保守・電気設備点検・遊具点検

## 4. 施設の利用状況

利用人数	89,312 人
利用者内訳	キャンプ場:17,465人 中央公園:71,847人(※中央公園については、駐車場利用数×4名概算)

## 5. 収支状況

指定管理者 の収入	総額	68,421 千円	(内訳)	指定管理者交付金	25,926 千円
				利用料金収入	38,611 千円
				自主事業収入	2,012 千円
				その他収入	1,872 千円
指定管理者 の支出	総額	63,637 千円	(内訳)	人件費	36,763 千円
				材料費	2,181 千円
				管理費	24,693 千円
				その他支出	千円
当期純利益	4,784 千円	前期繰越損益	0 千円	当期末処理損益	0 千円

## 6. 市民や利用者の満足度の把握状況

アンケート実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施せず	アンケート実施時期	随時 キャンプ場利用者
アンケートの内容及び結果	【性別】男性:273・女性:251 【年代】20歳未満:45・20歳代:91・30歳代:182・40歳代:162・50歳代:34・60歳代:9・70歳以上:2 【住所】大野城市内「北」:9・「東」:6・「中央」:16・「南」:6・福岡市:264・筑紫地区:84・その他:139 【一緒の方】家族・親戚:323・友人、知人:158・仕事仲間:31・趣味仲間:6・その他:6 【交通手段】徒歩:11・自転車:17・原付バイク:1・自家用車:489・バス:3・電車:1・その他:1・無回答:14 【所要時間】15分以内:14・15～30分:74・30～45分:91・45～60分:164・60分以上:181 【来場回数】初めて:366・2回目:90・3回以上:68・無回答:2 【初めての利用は】5年以上前:57・3～5年前:28・1～3年前:42・半年～1年前:9・初めて:367		

## 7. 法令等遵守、個人情報保護に関する取組状況

法令等遵守に関する規定や研修	<input checked="" type="checkbox"/> 行動計画やガイドライン等の策定あり <input checked="" type="checkbox"/> 職員に対する研修あり <input type="checkbox"/> 特になし
個人情報保護に関する規定や研修	<input checked="" type="checkbox"/> 行動計画やガイドライン等の策定あり <input checked="" type="checkbox"/> 職員に対する研修あり <input checked="" type="checkbox"/> 特になし

## 8. 施設管理に関する取組状況

施設管理に関する規定や研修	<input checked="" type="checkbox"/> 行動計画やガイドライン等の策定あり <input checked="" type="checkbox"/> 職員に対する研修あり <input type="checkbox"/> 特になし
(具体的取組内容)	
仕様書の内容に基づき実施・施設維持管理(施設内清掃・警備巡回・施設修繕保守・園内除草・散水・各公園トイレ清掃・遊具点検等)	

## 9. 防犯、防災、危機管理に関する取組状況

防犯、防災、危機管理に関する規定や研修	<input checked="" type="checkbox"/> 行動計画やガイドライン等の策定あり <input checked="" type="checkbox"/> 職員に対する研修あり <input type="checkbox"/> 特になし
(具体的取組内容)	
仕様書の内容に基づき実施(場内警備・施設の開錠・施錠・消防訓練等)	

## 10. 衛生管理に関する取組状況

衛生管理に関する規定や研修	<input checked="" type="checkbox"/> 行動計画やガイドライン等の策定あり <input checked="" type="checkbox"/> 職員に対する研修あり <input type="checkbox"/> 特になし
(具体的取組内容)	
仕様書の内容に基づき実施(水質検査・業務委託及び自社検査実施・売店品賞味期限管理・従業員個人衛生管理・社内HACCP管理用に基づき実施等)	

## 11. 職員の育成・研修の実施状況

新人研修及び確認作業 各職務責任者からの研修(受付業務:電話の応対・予約の受付・売店管理・接客現場管理:ロッジ清掃・チェックイン・チェックアウト対応・接客・除草・園内管理・備品清掃等)	
--	--

## 12. 施設の利用促進に関する実施状況

近隣公民館への情報発信・ホームページ・SNSでの情報発信(イベント・期間限定割引情報発信)	
---	--

## 13. 地域協働に関する取組状況

特になし	
------	--

## 14. 環境への配慮に関する取組状況

ゴミの分別・リサイクル等のポスターでの掲示	
-----------------------	--

## 15. 改善事例及び今後の改善課題とその対策

改善事項:一部テントサイト近くへ車を乗り入れる駐車場設置(ファミリー・C・Dテントサイト)、ロジットレ温水便座設置、エアコン設置、ロジ外テーブル、椅子設置場所へのタープ設置、キャンプ場内のベンチ全面改修、案内板改修(中央公園3枚・水辺公園1枚)  
 今後の改善:雨天でも対応可能なBBQサイトの設置、タープ対応の屋根・足場の改善

## 16. 指定管理事業実施状況(報告期間年度分)【※枠が足りない場合は、適宜追加してください。】

事業名	大野城いこいの森中央公園市民感謝DAY		新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	2019年10月14日		実施回数	年1回	
対象人数			参加人数	3,400人	
事業費計	1,000,000 円	うち事業者負担	1,000,000 円	うち参加者負担	0 円
事業内容	※ステージ発表会(キッズダンス・ブラスバンド・南ん子太鼓他)、遊具、体験(アスレチック・特殊車両展示(自衛隊装甲車・消防車・ミニ白バイ等)、ヤマメの掴み取り、ふわふわドーム、飲食販売(鶏ぼっかけ・うどん・焼きそば・揚げたこ焼き・フライドポテト等)、フリーマーケット、「大野ジョー」応援団来場、みなりん来場				

事業名	水生生物の観測とヤマメの掴み取り		新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	2019年7月7日		実施回数	年1回	
対象人数			参加人数	31人	
事業費計	70,000 円	うち事業者負担	44,000 円	うち参加者負担	26,000 円
事業内容	キャンプ場内のせせらぎ広場に入り、水生生物の観察。ビニールプールにヤマメを離し、掴み取りをして、掴み取りしたヤマメを炭火で焼き、おにぎり汁物を添えて提供した。				

事業名	自然散策 山登りをしよう		新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	2019年9月8日		実施回数	年1回	
対象人数			参加人数	15人	
事業費計	30,000 円	うち事業者負担	23,300 円	うち参加者負担	6,700 円
事業内容	山のぼりを体験しながら、黒金山に自生する雑木や草花を観察。黒金山頂上で昼食。緩やかな登山道のため、小さいお子様にも負担がなくご家族で楽しんでいただいた。				

事業名	餅つき・しめ縄作り		新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	2019年12月15日		実施回数	1回	
対象人数			参加人数	32人	
事業費計	50,000 円	うち事業者負担	38,000 円	うち参加者負担	12,000 円
事業内容	各グループに分かれ、各自で世界に一つしかない「しめ縄」作りと餅つきを体験。餅つき後、ぜんざいやきな粉餅にして提供。また、鏡餅を作り、持ち帰っていただいた。				

事業名	冬キャンプ① 燻製作り	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	2020年1月19日	実施回数	1回	
対象人数		参加人数	24人	
事業費計	40,000 円	うち事業者負担	13,000 円	うち参加者負担 27,000 円
事業内容	かまぼこ、チーズ、ベーコン、手作りウィンナーを燻製機でスモーク。燻製によりできたかまぼこ、チーズを喫食。ベーコン、ウィンナーは、お土産として持ち帰っていただいた。			

事業名	冬キャンプ② ダッチオープン料理	新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input checked="" type="checkbox"/> 継続事業
実施時期	2020年2月9日	実施回数	1回	
対象人数		参加人数	31人	
事業費計	70,000 円	うち事業者負担	34,000 円	うち参加者負担 36,000 円
事業内容	通常の調理機器と違い、ダッチオープンと薪を使っての調理。薪の使用、野菜切り、ダッチオープン調理など体験していただいた。			

※2020年度についても、年間を通して事業を指定管理事業を行う予定であったが、長期的な新型コロナウイルス感染症の影響により中止としたため、参考までに2019年度事業を記載しております。

## 17. 自主事業実施状況

事業名			
実施時期			
事業内容			

## 18. 収支明細書

令和 2 年度

## 収入の部

(円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
指定管理者交付金	25,925,925	0	25,925,925	25,925,925	0	
利用料金収入	44,969,000	0	44,969,000	38,611,000	6,358,000	入場料・ロッジ・テント・貸出品等
自主事業収入	2,262,000	0	2,262,000	2,012,000	250,000	売店・ロッジエアコン代等
その他収入	1,683,000	0	1,683,000	1,872,000	△ 189,000	自販機売上
収入合計	74,839,925	0	74,839,925	68,420,925	6,419,000	

## 支出の部

(円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考	
人件費	常勤職員	22,606,000	0	22,606,000	16,553,000	6,053,000	
	非常勤職員	20,958,000	0	20,958,000	22,818,000	△ 1,860,000	
	その他	0	0	0	0	0	
事務費	福利厚生費	260,000	0	260,000	408,000	△ 148,000	社員社宅費・健康診断費(年1回)
	消耗品費	4,501,000	0	4,501,000	3,588,000	913,000	事務用品・貸出備品の更新
	通信運搬費	474,000	0	474,000	629,000	△ 155,000	情報システム費
	賃借料	995,000	0	995,000	672,000	323,000	車両リース
	印刷製本費		0	0	0	0	
	損害保険料	145,000	0	145,000	277,000	△ 132,000	保険料
	保健衛生費	0	0	0	0	0	
その他	5,533,000	0	5,533,000	2,230,000	3,303,000	・材料費・手数料・減価償却費・ 旅費交通費・諸税・クリーニング 費・宣伝費等	
管理費	水道光熱費	3,236,000	0	3,236,000	2,970,000	266,000	電気・ガス
	修繕費	1,453,000	0	1,453,000	3,119,000	△ 1,666,000	
	業務委託費	7,000,000	0	7,000,000	8,952,000	△ 1,952,000	再委託費(前ページ記載)
	一般管理費	1,609,000	0	1,609,000	930,000	679,000	電話代・公共予約システム代・ 商工会費・体育協会賛助費等
	その他	626,000	0	626,000	491,000	135,000	清掃費
自主事業費	0	0	0	0	0		
支出合計	69,396,000	0	69,396,000	63,637,000	5,759,000		
差引	5,443,925	0	5,443,925	4,783,925	660,000		

【調査の概要】

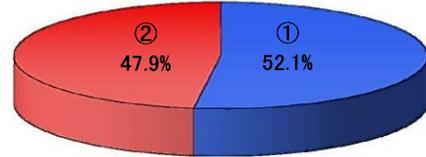
- 1. 期間 2020年4月1日～2021年3月末
- 2. 対象 キャンプ場 ロッジ宿泊者

1. あなたのことをお尋ねします。(それぞれ、○を1つ付けてください。)

性別

- ① 男 ② 女 ③ 無回答

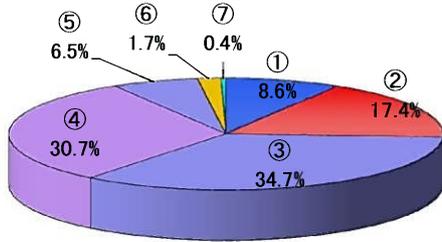
	①	②	③	計
人数	273	251	0	524
%	52.1%	47.9%	0.0%	100.0%



年代

- ①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代  
⑥60歳代 ⑦70歳以上 ⑧無回答

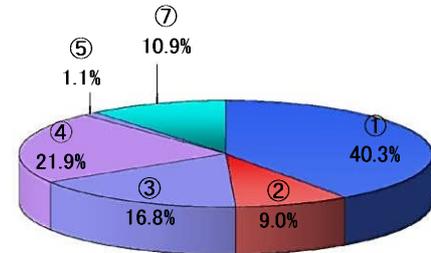
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	45	91	182	161	34	9	2	0	524
%	8.6%	17.4%	34.7%	30.7%	6.5%	1.7%	0.4%	0.0%	100.0%



ご職業

- ①会社員 ②自営業 ③学生 ④主婦・主夫 ⑤無職 ⑥その他 ⑦無回答

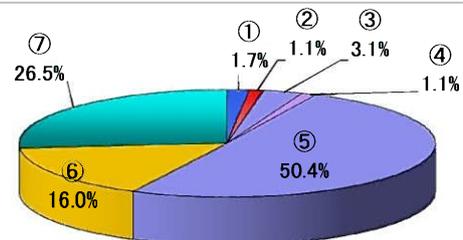
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
人数	211	47	88	115	6		57	524
%	40.3%	9.0%	16.8%	21.9%	1.1%	0.0%	10.9%	100.0%



ご住所

- ①大野城市内北地区 ②大野城市内東地区 ③大野城市内中央地区  
④大野城市内南地区 ⑤福岡市  
⑥筑紫地区(春日市・太宰府市・筑紫野市・那珂川市) ⑦その他 ⑧無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	9	6	16	6	264	84	139	0	524
%	1.7%	1.1%	3.1%	1.1%	50.4%	16.0%	26.5%	0.0%	100.0%

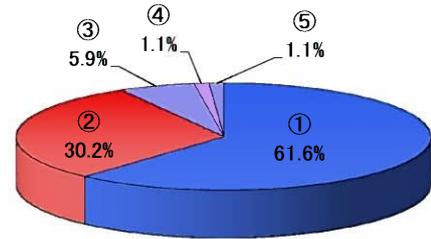


2. 今日はどういうように来られましたか。(該当するものに○をつけて下さい)

ご一緒の方は

①家族・親戚 ②友人・知人 ③仕事の仲間 ④趣味の仲間 ⑤その他 ⑥無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	323	158	31	6	6	0	524
%	61.6%	30.2%	5.9%	1.1%	1.1%	0.0%	100.0%

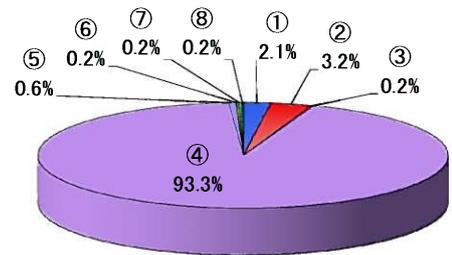


交通手段は

①徒歩 ②自転車 ③原付・バイク ④自家用車

⑤バス ⑥電車 ⑦その他 ⑧無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	11	17	1	489	3	1	1	1	524
%	2.1%	3.2%	0.2%	93.3%	0.6%	0.2%	0.2%	0.2%	100.0%

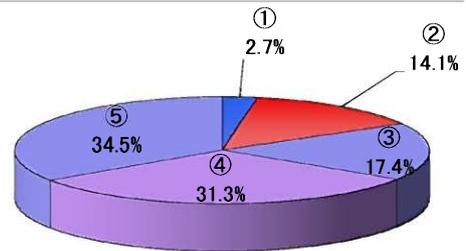


所有時間は

①15分以内 ②15～30分 ③30～45分

④45分～1時間 ⑤1時間以上 ⑥無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	14	74	91	164	181	0	524
%	2.7%	14.1%	17.4%	31.3%	34.5%	0.0%	100.0%

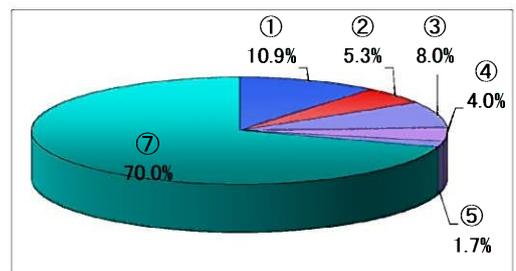


3. 初めて利用したのはいつですか。(それぞれ、○を1つ付けてください。)

①5年以上前 ②3～5年前 ③1～3年前 ④半年～1年前

⑤1ヶ月～半年前 ⑥1ヶ月以内 ⑦今回初めて利用した ⑧無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	57	28	42	21	9	0	367	0	524
%	10.9%	5.3%	8.0%	4.0%	1.7%	0.0%	70.0%	0.0%	100.0%

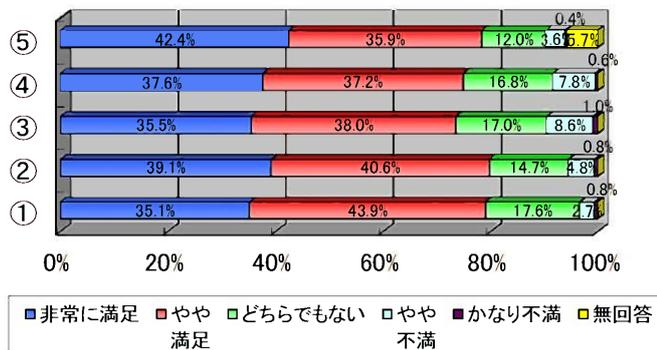


4. 施設・サービスの満足度をお尋ねします。(それぞれ、○を1つ付けてください。)

施設の評価

- ①情報の入手しやすさ ②施設のアクセスの利便性 ③施設の清潔さ  
④設備の整備情報 ⑤開館期日・時間の適正さ

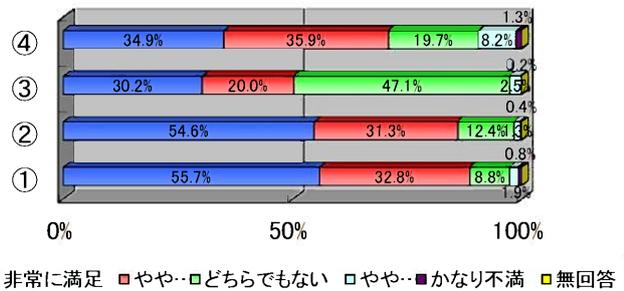
	非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	かなり不満	無回答
①	184 35.1%	230 43.9%	92 17.6%	14 2.7%	4 0.8%	0 0.0%
②	205 39.1%	213 40.6%	77 14.7%	25 4.8%	4 0.8%	0 0.0%
③	186 35.5%	199 38.0%	89 17.0%	45 8.6%	5 1.0%	0 0.0%
④	197 37.6%	195 37.2%	88 16.8%	41 7.8%	3 0.6%	0 0.0%
⑤	222 42.4%	188 35.9%	63 12.0%	19 3.6%	2 0.4%	30 5.7%



サービスの評価

- ①利用手続きの簡便さ ②基本的なサービス ③付加的サービス  
④利用料金の適切さ

	非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	かなり不満	無回答
①	292 55.7%	172 32.8%	46 8.8%	10 1.9%	4 0.8%	0 0.0%
②	286 54.6%	164 31.3%	65 12.4%	7 1.3%	2 0.4%	0 0.0%
③	158 30.2%	105 20.0%	247 47.1%	13 2.5%	1 0.2%	0 0.0%
④	183 34.9%	188 35.9%	103 19.7%	43 8.2%	7 1.3%	0 0.0%

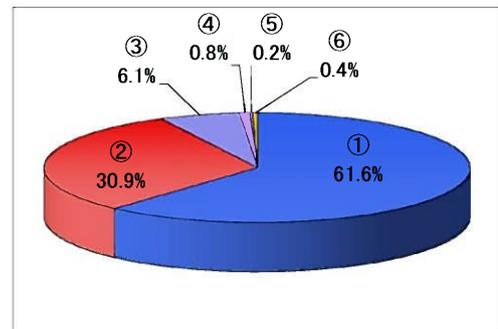


5. 施設・サービスの必要度をお尋ねします。(○を1つ付けて下さい。)

この施設はあなたにとって

- ①非常に役立つ ②やや役立つ ③どちらでもない  
④それほど役立つ ⑤不必要である ⑥無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	323	162	32	4	1	2	524
%	61.6%	30.9%	6.1%	0.8%	0.2%	0.4%	100.0%



## 施設の評価

### 施設の清潔さ、明るさ

- ・部屋の電気が暗い
- ・部屋がたばこ臭い
- ・建物が古いわりに清掃が良くされていた。

### 設備の整備状況

- ・Wifiが繋がらない
- ・ソフトバンク携帯が繋がらない
- ・外の水道は近くに欲しい
- ・テントサイトに電源が欲しい
- ・ロフトの階段が急で危ない
- ・ほかのテントサイトへも車の乗り入れが有ると良い
- ・設備が古いが、トイレは温水式で良く完備されていた。今後ユニットバス、シャワーも充実頂きたい。

### 開館期日・時間の適正さ

- ・特になし

## サービスの評価

### イベントなどの付加的サービス

イベントが親子で楽しみ非常に充実していた。講師の先生の説明が分かりやすく親切な対応でした。毎月バラエティーなイベントが有り楽しめる。

### その他

- ・受付、電話対応が素晴らしかった。
- ・雨でもロッジでBBQが出来ることにびっくりした。
- ・ドライヤーが設置されており助かった。
- ・コロナ禍での対応(シャワー後のドライヤー使用場所の設置)が良かった。
- ・アンケート指摘事項が改善されていた。(タオル干しの設置が助かった)
- ・紙コップ・紙皿対応がされており 衛生的だった。
- ・施設は年季が入っていたが、きちんと手入れされ快適だった。

3. 管理会計損益（税抜き経理方式）

単位：千円

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
●収入	3,215	3,075	5,112	5,791	10,919	7,091	7,186	6,341	4,198	3,306	5,108	7,079	68,421
一般売上高	827	813	2,874	3,508	8,589	4,667	4,826	3,996	1,942	1,069	2,765	4,747	40,623
利用料	758	772	2,757	3,401	8,065	4,472	4,632	3,832	1,881	906	2,600	4,535	38,611
売店他	69	41	117	107	524	195	194	164	61	163	165	212	2,012
業務受託料	2,388	2,262	2,238	2,283	2,330	2,424	2,360	2,345	2,256	2,237	2,343	2,332	27,798
指定管理料	2,166	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	25,926
自販機他	222	102	78	123	170	264	200	185	96	77	183	172	1,872
●支出	4,045	3,966	5,009	4,964	6,874	5,918	6,451	6,032	4,844	4,684	4,737	6,113	63,637
材料費	24	54	172	122	370	217	281	247	120	85	219	270	2,181
人件費	2,553	2,550	2,916	3,188	4,287	3,190	3,548	3,146	2,800	2,655	2,643	3,287	36,763
社員	1,304	1,336	1,368	1,373	1,898	1,090	1,548	1,267	1,237	1,508	1,269	1,355	16,553
その他	1,249	1,214	1,548	1,815	2,389	2,100	2,000	1,879	1,563	1,147	1,374	1,932	20,210
経費	1,468	1,362	1,921	1,654	2,217	2,511	2,622	2,639	1,924	1,944	1,875	2,556	24,693
借地借家料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
販売手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リース料	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	672
手数料	4	1	2	0	2	2	8	2	4	2	3	4	34
減価償却費	109	109	109	109	109	109	22	22	22	22	22	22	786
物流費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
募集費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通	44	35	38	46	47	61	54	35	40	34	28	22	484
福利厚生	1	1	1	1	1	1	67	67	67	67	67	67	408
営繕費	29	144	267	147	356	412	469	574	135	229	173	183	3,119
諸税	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
水道光熱	257	171	191	212	255	294	241	271	283	233	261	301	2,970
清掃費	0	0	50	49	49	49	49	49	49	49	49	49	491
情報システム	44	44	44	44	44	44	44	77	51	51	51	91	629
消耗品費	127	102	274	177	356	347	402	463	229	283	182	646	3,588
クリーニング	85	0	42	53	173	121	95	65	26	12	14	98	784
保険料	40	26	26	26	26	26	12	12	19	0	64	0	277
宣伝費	228	0	86	20	25	0	169	0	2	24	1	0	555
業務委託料	402	543	696	701	674	854	837	843	801	834	801	966	8,952
交際接待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般費	41	127	38	12	43	134	96	102	138	47	102	50	930
●利益	-830	-891	103	827	4,045	1,173	735	309	-646	-1,378	371	966	4,784
利益率	-25.8	-29.0	2.0	14.3	37.0	16.5	10.2	4.9	-15.4	-41.7	7.3	13.6	7.0

注) 1. 収入、支出には消費税が含まれておりません（税抜き経理方式）。  
2. 数値は、四捨五入しております。

4. 雇用状況

単位：名

雇用区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
社員	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	42
大野城市民	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
その他	16	12	12	12	17	17	18	18	18	18	18	18	194
大野城市民	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72
合計	20	16	16	16	21	21	21	21	21	21	21	21	236
大野城市民	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96

注) 1. 「その他」は、給与が発生した従業員数となります。



大野城いこいの森の管理に関する条例（平成17年6月24日条例第22号）

最終改正: 令和元年7月1日条例第12号

改正内容: 令和元年7月1日条例第12号 [令和元年10月1日]

○大野城いこいの森の管理に関する条例

平成17年6月24日条例第22号

改正

平成20年12月16日条例第29号

平成23年3月17日条例第2号

平成25年12月17日条例第47号

令和元年7月1日条例第12号

大野城いこいの森の管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、大野城市都市公園条例（昭和54年条例第10号）別表第2に規定する大野城いこいの森（以下「いこいの森」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者による管理）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、いこいの森の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定）

第3条 市長は、いこいの森の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、いこいの森を最も適切に管理することができる者として認める者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

（1）公平な使用が確保されること。

（2）関係法令、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守することができること。

（3）管理に関する業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。

（4）安定した経営基盤を有していること。

（5）豊かな自然環境と公園施設を活かし、住民が快適に余暇を楽しむための施設として、適切な運営を行うことができること。

4 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）いこいの森の維持管理に関する業務

（2）いこいの森の使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務

（3）いこいの森の使用の促進に関する業務

（4）いこいの森の利用料金（第10条第1項に規定する利用料金をいう。）に関する業務

（5）その他市長が定める業務

（開園期間、使用時間及び休園日）

第5条 いこいの森の開園期間、使用時間及び休園日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開園期間、使用時間若しくは休園日を変更し、又は臨時に休園日を設けることができる。

（個人情報の取扱い）

第6条 指定管理者は、いこいの森の管理に当たり、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は第4条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（使用の許可）

第7条 いこいの森を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、いこいの森の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（使用許可の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

（1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2）施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力

団」という。)の利益になると認められるとき。

(4) その他いこの森の管理上支障があると認められるとき。  
(使用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 前条第3号に規定する場合に該当することとなったとき。
- (5) その他いこの森の管理上支障があると認められるとき。  
(利用料金)

第10条 使用者は、いこの森の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、地方自治法第244条の2第9項の規定により、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があると認めるときは、還付することができる。  
(利用料金の減免)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、市又は教育委員会が主催する事業等に使用するとき、利用料金を減免することができる。

(関係法令の適用)

第12条 この条例に定めるもののほか、いこの森の管理については、都市公園法(昭和31年法律第79号)、同法に基づく命令及び大野城市都市公園条例の定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。  
(経過措置)
- 3 指定管理者が管理を行うこととされた日前に市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)は、当該指定管理者がした許可その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成20年12月16日条例第29号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月17日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の各条例(大野城市表彰条例及び大野城市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒及び服務等に関する条例を除く。)の規定は、施行日以後に使用許可の申請がなされたものについて適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月17日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。  
(適用区分)
- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成26年4月1日以後に使用許可の申請がなされたものに係る利用料金について適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月1日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の各条例(以下「改正後の各条例」という。)の規定は、施行日以後の使用に係る使用料(利用料金を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は占用に係る占用料について適用し、同日前の使用に係る使用料又は占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の使用に係る使用料又は占用に係る占用料は、同日前においても、改正後の各条例の規定に基づき徴収することができる。

別表第1(第5条関係)

施設名		使用日	使用時間	
中央公園 スポーツ公園		1月6日から2月末日まで	9時から17時まで	
		3月1日から10月31日まで	9時から18時まで	
		11月1日から12月26日まで	9時から17時まで	
キャンプ場	ロッジ(宿泊)	1月6日から12月26日まで	14時から翌日の11時まで	
	常設テント(宿泊)	4月1日から11月30日まで	14時から翌日の12時まで	
	非常設テント(宿泊)	1月6日から12月26日まで	14時から翌日の12時まで	
	集会棟	専用使用	1月6日から12月26日まで	指定管理者が許可する時間
		宿泊	1月6日から12月26日まで	14時から翌日の12時まで
	管理棟	ふろ	1月6日から12月26日まで	17時から21時まで
		シャワー	1月6日から12月26日まで	17時から21時まで
草スキー場	1月6日から12月26日まで	9時から17時まで		
ダム記念公園・水辺公園・ダム展望公園・井手1号公園・井手2号公園・湖畔公園		通年	0時から24時まで	

## 備考

- 1 中央公園、スポーツ公園及びキャンプ場については、月曜日(7月及び8月を除く。又、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下単に「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を休園日とする。
- 2 キャンプ場は、6時に開門し、22時に閉門する。
- 3 キャンプ場のロッジ及び常設テントの宿泊を伴わない使用並びに集会棟の専用使用については、7月1日から8月31日までの間は、指定管理者が特に認めた場合を除き、これを認めない。
- 4 キャンプ場の集会棟の宿泊については、指定管理者が特に認めた場合を除き、これを認めない。

別表第2(第10条関係)

区分	単位		金額(円)
行商、募金その他これらに類するもの	1件	1日	220
業として写真を撮影するもの	写真機1台	1日	550
業として映画を撮影するもの	撮影機1台	1日	1,100
興行を行うもの	1平方メートル	1日	30
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	1件	1時間	220
その他のもの	1平方メートル	1日	20

別表第3(第10条関係)

1 中央公園

(1) 個人使用(1人18ホール1ラウンド当たり)

区分	金額(円)
パットゴルフ	220

(2) 個人使用(1台1回当たり)

区分	金額(円)
駐車場	220

2 スポーツ公園

(1) 個人使用(1件1時間当たり)

区分	金額(円)	
グラウンド	市内者	220
	市外者	440

3 キャンプ場

(1) 個人使用

区分	単位		金額(円)
入場料	小中学生	1人 1回	220
	一般	1人 1回	440
駐車場	1台 1回	220	
管理棟	ふろ	1人 1回	220
	シャワー	1人 1回	220
草スキー場	1人 1時間	220	

(2) 専用使用

区分	単位	金額(円)	摘要	
ロッジ(5人用)	7月～9月並びに土・日曜日及び休日の前日	1棟	16,500	1泊当たり
	その他	1棟	11,000	
常設テント(10人用)	7月～8月	1張	5,500	
	その他	1張	4,400	
非常設テントサイト	1区画	1,100		
集会棟	専用使用	1時間	1,100	
	宿泊	1人	550	

備考

- 1 キャンプ場のロッジ及び常設テントについては、宿泊を伴わない場合は、この表に掲げる額の範囲内で定められた利用料金の額の2分の1の額を徴収する。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 キャンプ場のロッジについては、定員5人を超えて宿泊する場合は、5人を超える1人当たり1,100円を加算した額の利用料金を徴収する。
- 3 この表に掲げる利用料金の計算において、1時間未満の時間は、これを1時間とする。

大野城いこいの森の管理に関する条例施行規則（平成17年7月25日規則第24号）

最終改正：平成29年5月25日規則第11号

改正内容：平成29年5月25日規則第11号〔平成29年6月1日〕

○大野城いこいの森の管理に関する条例施行規則

平成17年7月25日規則第24号

改正

平成20年4月23日規則第21号

平成29年5月25日規則第11号

大野城いこいの森の管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大野城いこいの森の管理に関する条例（平成17年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の公募）

第2条 条例第3条第1項に規定する大野城いこいの森（以下「いこいの森」という。）の指定管理者の公募は、次に掲げる事項を市広報及び市ホームページに掲載し、行うものとする。

- （1）指定管理者の指定の予定期間
- （2）指定管理者の指定の基準
- （3）指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所並びに申請書の受付期間及び受付場所
- （4）その他必要な事項

（指定管理者の指定の申請）

第3条 条例第3条第2項に規定する申請書は、大野城いこいの森指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）法人等の定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- （2）指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- （3）指定管理者の指定を受けようとする者の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要がわかるもの
- （4）市長が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- （5）その他市長が必要と認める書類

（指定等の告示）

第4条 条例第3条第4項の規定による指定管理者の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1）指定管理者の名称及び所在地
- （2）指定管理者の指定の期間

2 条例第3条第4項の規定による指定管理者の指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1）指定管理者の名称及び所在地
- （2）指定管理者の指定を取り消した日

（協定の締結）

第5条 指定管理者として指定された者は、市長といこいの森の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次の掲げる事項を定めるものとする。

- （1）指定管理者の指定の基準に関し必要な事項
  - （2）指定管理業務の実施に関する事項
  - （3）指定管理業務の実績報告に関する事項
- （事業報告書の提出）

第6条 指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定により、いこいの森の管理の業務に関する事業報告書を毎年度4月30日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定管理者の指定の取消し等）

第7条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第3条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- （1）法令又は第5条の協定に違反したとき。
  - （2）前条第2項に規定する市長の指示に従わないとき。
  - （3）前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。
- （指定管理者の選定等）

第8条 市長は、指定管理者の候補者の選定に係る手続きを行うときは、あらかじめ大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会設置要綱(平成29年要綱第21号)に規定する大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会(公募による選定の場合に限る。)に意見を求めるものとする。

(使用許可の申請)

第9条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、大野城いこいの森内有料公園施設使用許可申請書(様式第2号。以下「使用許可申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の使用許可申請書の提出期間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

施設名	区分	提出期間
スポーツ公園	市内に居住する者	使用しようとする日の3箇月前から使用日当日まで
	上記以外の者	使用しようとする日の2箇月前から使用日当日まで
キャンプ場		使用しようとする日の1年前から使用日当日まで

3 使用許可申請書の受付時間は、条例第5条第1項に規定する開園期間(休園日を除く。)中の9時から19時までとする。

(使用許可書)

第10条 指定管理者は、使用を許可したときは、大野城いこいの森内有料公園施設使用許可書(様式第3号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

2 前項の使用許可書は、使用の際、指定管理者職員に提示しなければならない。

(使用の取消し及び変更)

第11条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用日時その他使用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、使用日の7日前までに大野城いこいの森内有料公園施設使用許可取消(変更)申請書(様式第4号。以下「使用許可取消(変更)申請書」という。)に使用許可書を添えて指定管理者に提出し、大野城いこいの森内有料公園施設使用許可変更許可書(様式第5号。以下「使用変更許可書」という。)の交付を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 使用者は、その使用を取り消そうとするときは、使用許可取消(変更)申請書に使用許可書又は使用変更許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(使用の期間)

第12条 いこいの森の施設のうち、キャンプ場の使用の期間は、引き続き3日を超えないこととする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(利用料金の還付)

第13条 条例第10条第4項ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 天災地変その他不可抗力により使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が使用の取消しを使用日の7日前までに届けたとき。
- (3) 使用者が使用の変更を使用日の7日前までに申請したとき。
- (4) その他指定管理者が利用料金を還付することが適当と認めたとき。

(使用後の点検)

第14条 使用者は、施設等の使用を終わったときは、指定管理者職員の点検を受けなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、その責に帰すべき理由により施設等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は使用中に発生した事故については、当該使用者の責任において処理するものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、いこいの森の管理及び運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 指定管理者が管理を行うこととされた日前に市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)は、当該指定管理者がした許可その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(大野城いこいの森内有料公園施設管理規則の廃止)

4 大野城いこいの森内有料公園施設管理規則(平成5年規則第11号)は、廃止する。

附 則(平成20年4月23日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年5月25日規則第11号)

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

大野城いこいの森利用助成金交付規程（平成5年4月15日規程第2号）

最終改正：平成21年2月19日規程第2号

改正内容：平成21年2月19日規程第2号〔平成21年2月19日〕

○大野城いこいの森利用助成金交付規程

平成5年4月15日規程第2号

改正

平成15年4月18日規程第9号

平成21年2月19日規程第2号

大野城いこいの森利用助成金交付規程

（趣旨）

第1条 この規程は、大野城いこいの森キャンプ場の利用に対し、助成金を交付することに関し、大野城市補助金交付規則（昭和59年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（助成対象及び助成金）

第2条 助成金の交付対象は、次のとおりとする。

- （1）市内小・中学校
- （2）大野城市子供会育成会
- （3）大野城市スポーツ少年団
- （4）大野城市レクリエーション連盟
- （5）大野城市社会福祉協議会
- （6）大野城市身体障害者福祉協議会
- （7）大野城市手をつなぐ育成会
- （8）大野城市母子寡婦福祉会
- （9）大野城市シニアクラブ
- （10）その他市長が必要と認める団体

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、大野城いこいの森キャンプ場の入場料の額とする。

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、大野城いこいの森利用助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

第5条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、大野城いこいの森利用助成金交付決定通知書（様式第2号）によりすみやかに申請者に通知しなければならない。

（助成金の交付時期）

第6条 助成金の交付は、第4条の申請後30日以内に行うものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月19日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。



# 指定管理者サービスチェック質疑通告書（令和3年度）

診断依頼された指定管理者サービスチェックについて、次のとおり質疑通告を行います。

No	施設名称	指定管理者	所管課
4	大野城いこいの森	コンパスグループ・ジャパン㈱	公園街路課

## 1. 前回講評への対応状況について

- 前回の指定管理者サービスチェック（平成28年度実施）の講評に記載されている各項目について、現時点での対応状況について、別紙1に記載してください。

（回 答）

別紙のとおりです。

## 2. 指定管理の概要について

- 管理体制は、2021年5月末現在21名とされており、別紙の雇用状況を見ると、社員とその他に分かれています。この社員とその他の雇用形態や業務内容の違いを教えてください。

（回 答）

以下のとおりです。

社員・・・正社員（マネジメント及び人事管理・公園管理全般業務）

その他・・・キャスト（施設管理・清掃・警備）

- 主な再委託業務として、給排水衛生設備点検業務等があげられています。各業務の委託先の選定方法（入札、随意契約、見積合わせ、プロポーザルなど）を教えてください。  
また、これらの再委託に関し、今回の指定管理期間において変更した点等あれば教えてください。

（回 答）選定方法は、前業者からの随意契約・コンパスグループ指定業者となります。

前業者からの引継ぎ業者

・大野企業株式会社（排水業者）

・㈱九州ダイケン（給水設備点検）

コンパスグループ業者（変更）

・㈱シーアール・シー（水質検査）

## 3. 施設の利用状況について

- 利用状況について、指定管理期間の2017年4月から月別の利用者、市内か市外かの別等内訳数を教えてください。

（回 答）

別紙のとおりです。

#### 4. 収支状況について

- 収支明細書の人件費、福利厚生費について、いわゆる指定管理者の本部経費（間接経費）の計上基準を教えてください。

（回 答）

当社規定により、営業収入の5%を計上しております。（本部経費：主に、本社及び支社スタッフの人件費、本社、支社の賃借料）

#### 5. 市民や使用者の満足度の把握状況（アンケート）

- アンケートの意見・要望に関し、対応した（改善した）内容があれば教えてください。

（回 答）

コイン式エアコン設置・温水便座シート設置・ロッジ内急な階段に対し落下防止・手すり設置  
タオル掛けの設置・室内照明の交換（電球 → LED）

小雨でもロッジ外でBBQが出来る様タープ設置

テントサイト近くへの駐車場設置（ファミリーテントサイト・C・Dサイト）

売店商品アイテム数増加・中央公園での売店商品の販売・衛生面を考慮し使い捨て紙皿  
紙コップ提供・携帯電話アンテナ設置（KDDI・ソフトバンク）

#### 6. 法令遵守等の取組状況

- 前回の指定管理者サービスチェック以降、大野城市が行う指定管理者監査にて、指摘等のあった事項及び対応があれば教えてください。

（回 答）

大野城市では、指定管理者に特化した監査は行っておりません。対象となりえる監査としましては、財政援助団体等の監査がありますが、いこいの森はこの対象にもあたりません。

#### 7. 指定管理事業実施状況について

- 各事業に関し、運営に係る会議体等で、提案された改善案やその検討結果、及びその成果についてあれば教えてください。

（回 答）

年12回毎月のイベント実施しておりました。（コロナ禍以前）主に7月・8月の夏休み期間中の利用者のイベント参加が多く、冬季についても、利用率アップの企画等（手作りしめ縄や餅つき・ダッチオーブンを使った調理・手作りソーセージやチーズ・かまぼこ等の燻製等）ご家族で楽しめた企画となりました。

- 各事業に関し、その企画、実施、評価、改善に当たって、市の関係部署とどのように連携しているか具体的に教えてください。

（回 答）

指定管理者の事業については、市の広報や掲示板等を用いて広く周知しております。また四半期ごとの事業報告を行っており、定期的に各事業の評価や提言等を行っております。

#### 8. 評価、チェックについて

- 施設の管理運営に関するチェック項目の確認方法で、「現地視察」と記載の項目以外は、現地調査を行っていないということでしょうか。

(回 答)

ここに記載の確認方法とは、主たる確認方法を記載しております。他の点につきましては、書類に基づいた確認を中心として、項目特性に応じて現地確認を組み合わせ実施しているところです。

※なお収支妥当性の確認方法に誤りがありましたので「書類・ヒアリング」へと訂正します。申し訳ございません。

以上

番号	大項目	小項目	講評（朱書きは措置に関する記述）	状況	対応の具体的内容（5W1Hを明確にして記載ください）
1	全体講評	施設の利用状況（稼働率が低い時期）	<p>施設は、有料3公園（中央公園、キャンプ場、スポーツ公園）と一般開放公園5公園で構成されています。しかし、有料3公園については以下の点を中心に利用が低迷し、これに伴い利用料金収入も低迷している状況にあります。</p> <p>○中央公園（平成27年度実績） 年平均で1日あたりの入場者数は188人、駐車台数は41台、パットゴルフ利用者数10人。</p> <p>○キャンプ場（平成27年度実績） 11月から2月の冬期間の平日の稼働率は10%未満と極めて低調。特にデッキやBBQなどの屋外施設は、12月～1月の平日の利用がない。4月～6月、10月及び3月の平日の稼働率も10%台以下に低迷。</p> <p>○スポーツ公園（平成27年度実績） 年平均で1日あたりの利用団体数は0.32団体。</p> <p>また、現指定管理期間（平成24年度～28年度）開始の前年度（平成23年度）と比較すると、平成27年度の入場者数等は、中央公園は入場者数114.6%・駐車台数122.6%・パットゴルフ利用者数77.8%、キャンプ場は入場者数110.3%（うち大野城市民の入場者数は132.5%）、スポーツ公園は利用団体数95.1%で、パットゴルフ利用者及びスポーツ公園利用団体数以外は、大幅に増加しています。</p> <p>以上から、指定管理者の取組により、施設の利用は促進されたものと考えます。ただし、キャンプ場の冬期、及び夏期を除く平日の稼働率の低さは解消されていません。</p>		
2	全体講評	施設の利用状況（市民利用が少ない）	<p>従前から、キャンプ場の利用者に占める大野城市民の割合の低さが問題点としてあげられていました。これに対して指定管理者は、大野城市民のキャンプ場利用を促進するため、大野城市民半額キャンペーンやイベント・キャンペーン情報の全戸配布などに取り組みました。その成果は前述のとおり、キャンプ場の全入場者数の増加率（10.3%）よりも、大野城市民の入場者数の増加率（32.5%）の方が大幅に上回っている結果に現れているものと評価します。ただし、平成27年度も入場者全体に占める大野城市民の割合は16.5%に留まり、<b>利用者6人のうち5人は市外在住者の利用となっております、更なる改善が必要</b>と判断します。</p> <p>大野城市民によるキャンプ場の利用を促進するため、これまでの取組以外に、特に稼働率の高い7月～9月の予約については、大野城市民のみ予約開始日を早めることや、大野城市民の予約優先枠（例：利用日の1ヶ月前までは5割を大野城市民枠として確保しておく、など）を設定することが望ましいと考えます。大野城市民の利用を促進する施策のために条例改正が必要な場合は、適切に対応することが望ましいものと考えます。</p>	その他	<p>現指定管理者は、指定管理当初より大野城市民については先行予約期間を一般より2ヶ月前倒し、1年2ヶ月前からの予約に変更しました。それに伴い、大野城市民の利用増加に結び付いたと考えられる。2017年度、2018年度における大野城市民の利用者は、2,561名から3,200名と（+639名）となった。また、全従業員による近隣へのポストイン及び公民館への依頼・回覧板・SNS等での情報発信を行った。</p> <p>2019年度後半以降の数値については、未曾有のコロナ禍による生活様式の変化や、緊急事態宣言に伴う閉園等もあり、指定管理者の企業努力が指標的に判断できるものではないと考える。通常様式であった2017年度～2018年度については、市民利用者が増えており、指定管理者の努力がゆえの結果と判断する。</p>
3	全体講評	施設の利用状況（衛生管理）	<p>広大な敷地のなか、樹木等の手入れは行き届いており、指定管理者の強みが活かされているものと評価します。一方、キャンプ場のロッジやテント等については、清掃が不十分な部分が見受けられ、施設の老朽化が進むなか、利用者がより快適に利用できるよう、<b>衛生管理の点で改善の余地</b>があるものと考えます。</p>	対応済	<p>ロッジ利用者のチェックアウト後の清掃及びチェックイン前の目視確認をロッジ担当者にて実施しております。また、テントサイトにおいても、チェックアウト後・チェックイン前に清掃確認を実施（テントサイト・各トイレ・炊飯棟等）しております。老朽化については、外装の塗装やベランダの腐食箇所の改装、各ロッジの網戸交換など定期的に実施しております。</p>
4	全体講評	閑散期の入場者増につながる抜本的な対策	<p>特に冬期を中心とする集客強化のために、大野城いこいの森まつりなどのイベントを開催していますが、閑散期の入場者数の増加につながっているとは判断できません。6月～9月の繁忙期以外の集客力を抜本的に向上させるためには、<b>現在実施しているイベントより、企画力に優れたイベントを行うなど、抜本的な対策が必要</b>であると考えます。</p>	対応済	<p>専門講師によるイベントを毎月実施しておりました。（コロナ禍以前）人気のイベントについては、次年度も継続して実施しました。</p> <p>【人気イベント】：「夏」：水生物観測・ヤマメの掴み取り及び喫食 「秋」：自然散策・山登り 「冬」：餅つき・しめ飾り作り・燻製作り・ダッチオープン料理。</p> <p>これらのイベントを毎月実施することにより、キャンプ場利用の動機付けとなった。</p>
5	次期指定管理者の選定	指定管理者の選定方式、指定管理期間	<p>特に現在の指定管理者でなければ適切な管理運営ができない理由が存在しないことから、次期指定管理者は、引き続き、<b>公募型プロポーザル方式で選定</b>することが望ましいと判断します。</p> <p>現在の指定管理期間は5年ですが、キャンプ場の市内在住者の利用促進策など、改善策の実施とその効果検証に必要な期間を考慮すると、次期も平成29年度～平成33年度までの<b>5年と</b>することで、指定管理者の創意工夫のもと費用対効果の向上が図られるものと考えます。</p>		<p>ご指摘のとおり、平成28年度に公募型プロポーザル・指定管理期間5年で選定を行いました。</p>

6	次期指定管理者の選定	審査項目の設定	<p>公募にあたって、以下の点を明確にした仕様及び審査項目を設定することが重要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大野城市民のキャンプ場利用割合の向上</li> </ul> <p>特に6月～9月の繁忙期を中心に、それ以外の平常期、閑散期も含め、大野城市民が優先的に予約・利用できるための方策の提案を求めることが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○キャンプ場の閑散期の利用者数の抜本的な向上</li> </ul> <p>11月から2月の冬期間、並びに4月～6月、10月及び3月の期間の低迷する稼働率を抜本的向上させるための方策の提案を求めることが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中央公園・パットゴルフ及びスポーツ公園の利用者・利用団体増加のための抜本的な取組</li> </ul> <p>利用者が少なく減少傾向にあるパットゴルフと、利用団体数が年間100団体程度に留まるスポーツ公園の利用を抜本的に向上させるための方策の提案を求めることが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ロッジやテントの清潔さの担保</li> </ul> <p>施設の老朽化が進むなか、ロッジやテントの清潔さを担保するための方策の提案を求めることが必要と考えます。</p>		ご指摘の内容を踏まえ、選定にあたって総合的判断いたしました。
7	次期指定管理者の選定	具体的な積算根拠の妥当性の評価	<p>選定にあたっては、指定管理者交付金や利用料金収入が多額となる施設であることから、指定管理者交付金の積算の考え方を示した上で、応募者からの<b>管理経費にかかる具体的な積算根拠の妥当性を詳細に評価</b>する必要があります。特に業務委託費の積算根拠や金額の妥当性や、自主事業費の労務費など、施設の維持管理に有益な支出であるのかどうかを適切に分析・評価できるようにすることが重要です。</p>		ご指摘の内容を踏まえ、公募にあたって総合的判断いたしました。
8	次期指定管理者の選定	所管課による現地確認の実施	<p>所管課による「施設の管理運営に関するチェック項目」の評価について、その確認方法のほとんどが書類とされています。その結果、「衛生管理」について、A（期待水準どおりに実施されている）と評価していますが、ロッジやテントの清掃が不十分などの実態を十分にチェックできていない状況がみられます。本施設については、特に指定管理者から他の事業者に対する委託業務が多いことから、<b>原則、所管課が定期的に現場に赴いて実態を確実に確認することが必要</b>です。</p>	対応済	四半期報告や業務協議等は極力現地で行うよう心がけ、現場実態を把握するよう努めております。
9	次期指定管理者の選定	維持管理・運営のあり方の明確化	<p>平成4年にオープンし25年が経過する本施設は、老朽化が進んでいます。そのため、今後、市が主体となって計画的な更新・改修・修繕に取り組む時期を迎えています。一方、有料3公園（中央公園、キャンプ場、スポーツ公園）について、キャンプ場は6月～9月の夏期に集中し、冬期は平日の利用はほぼ無く、繁閑差が極端に大きいことや、中央公園のパットゴルフやスポーツ公園の利用が長年、低迷しているなど、アクセス性や立地条件から、抜本的な改善が難しい施設や季節が存在します。そのため、中長期的な財務の視点からは、<b>本施設の維持管理・運営のあり方（営業期間や営業施設の見直し、など）を明らかにすることが重要</b>です。</p>	検討中	ご指摘のとおり、いこいの森施設・遊具等の老朽化が進んでおります。今後は更新することが有益か、更新しないことが有益かどうかを、社会情勢を鑑み判断したい。
10	次期指定管理者の選定	施設の改修・修繕計画の策定	<p>本施設の所管課は、次の指定管理者による「大野城市民のキャンプ場利用割合の向上」、「キャンプ場の閑散期の利用者数の抜本的な向上」、「中央公園・パットゴルフ及びスポーツ公園の利用者・利用団体増加のための抜本的な取組」の成果を検証のうえ、<b>遅くとも平成32年度までには維持管理・運営のあり方を明確にするとともに、それを踏まえた更新・改修・修繕計画を策定し</b>、次期指定管理期間終了後の平成34年度以降の管理・運営に備えることが望ましいものと考えます。</p>	検討中	<p>「大野城市民のキャンプ場利用割合の向上」・「キャンプ場の閑散期の利用者数の抜本的な向上」については、先述のとおり指定管理者による努力がなされていると判断し、継続した取り組みを期待するところです。</p> <p>「中央公園・パットゴルフ及びスポーツ公園の利用者・利用団体増加のための抜本的な取組」についても、市の公共施設長寿命化計画により順次、大型遊具の更新、指定管理者によるパッドゴルフ改良・スポーツ公園の利活用検討を行っております。</p> <p>しかしながら、未曾有のコロナ禍により、本市における事業の実施環境が変化していることから、これに維持管理・運営のあり方を検討することが必要と考えられ、次の指定管理公募までに反映したいと考えます。</p>

## 1. 入場者数

単位：名、%、千円

名称	細目	4月	5月	6月	第1 四半期	7月	8月	9月	第2 四半期	上半期	
キャンプ場	大人	1,028	1,753	1,111	3,892	1,904	2,915	1,695	6,514	10,406	
	大野城市民	145	232	94	471	371	334	198	903	1,374	
	(比率)	14.1%	13.2%	8.5%	12.1%	19.5%	11.5%	11.7%	13.9%	13.2%	
	小中学生	248	561	228	1,037	740	1,398	329	2,467	3,504	
	大野城市民	36	43	53	132	206	181	33	420	552	
	(比率)	14.5%	7.7%	23.2%	12.7%	27.8%	12.9%	10.0%	17.0%	15.8%	
	入場者計	1,276	2,314	1,339	4,929	2,644	4,313	2,024	8,981	13,910	
	大野城市民	181	275	147	603	577	515	231	1,323	1,926	
(比率)	14.2%	11.9%	11.0%	12.2%	21.8%	11.9%	11.4%	14.7%	13.8%		
	入場料計	494	872	526	1,891	974	1,547	798	3,319	5,210	
中央公園	入場者数	6,296	8,488	3,916	18,700	4,676	3,604	3,408	11,688	30,388	
	駐車場	台数	1,574	2,122	979	4,675	1,094	718	834	2,646	7,321
		料金	331	446	206	982	230	151	175	556	1,537
	ゴルフ	利用数	429	501	205	1,135	75	110	190	375	1,510
		料金	90	105	43	238	16	23	40	79	317
	利用料金計	421	551	249	1,220	245	174	215	634	1,855	
スポーツ公園	利用団体数	16	15	10	41	14	12	11	37	78	
	利用金額	22	20	12	53	17	14	15	46	99	
他公園	利用団体数	10	4	2	16	0	0	0	0	16	
	利用金額	21	3	4	29	0	0	0	0	29	

名称	細目	10月	11月	12月	第3 四半期	1月	2月	3月	第4 四半期	下半期	年間 合計	
キャンプ場	大人	961	979	289	2,229	172	261	1,080	1,513	3,742	14,148	
	大野城市民	132	118	75	325	46	34	117	197	522	1,896	
	(比率)	13.7%	12.1%	26.0%	14.6%	26.7%	13.0%	10.8%	13.0%	13.9%	13.4%	
	小中学生	328	184	36	548	19	19	235	273	821	4,325	
	大野城市民	33	30	12	75	3	2	33	38	113	665	
	(比率)	10.1%	16.3%	33.3%	13.7%	15.8%	10.5%	14.0%	13.9%	13.8%	15.4%	
	入場者計	1,289	1,163	325	2,777	191	280	1,315	1,786	4,563	18,473	
	大野城市民	165	148	87	400	49	36	150	235	635	2,561	
(比率)	12.8%	12.7%	26.8%	14.4%	25.7%	12.9%	11.4%	13.2%	13.9%	13.9%		
	入場料計	482	460	132	1,074	78	116	514	708	1,781	6,992	
中央公園	入場者数	4,268	4,640	808	9,716	1,336	1,348	6,224	8,908	18,624	49,012	
	駐車場	台数	483	670	202	1,355	334	337	1,526	2,197	3,552	10,873
		料金	101	141	42	285	70	71	320	461	746	2,283
	ゴルフ	利用数	138	166	60	364	89	90	432	611	975	2,485
		料金	29	35	13	76	19	19	91	128	205	522
	利用料金計	130	176	55	361	89	90	411	590	951	2,805	
スポーツ公園	利用団体数	7	13	9	29	12	10	16	38	67	145	
	利用金額	10	13	6	29	9	6	29	44	74	173	
他公園	利用団体数	1	2	0	3	1	0	1	2	5	21	
	利用金額	0	3	0	3	3	0	3	6	9	37	

- 注) 1. 利用料金は四捨五入しています。  
2. 利用料金は消費税が含まれています。  
3. 売店等の自主事業は含まれておりません。

1. 入場者数

単位：名、%、千円

名称	細目	4月	5月	6月	第1 四半期	7月	8月	9月	第2 四半期	上半期	
キャンプ場	大人	1,298	1,557	1,258	4,113	1,534	3,296	1,674	6,504	10,617	
	大野城市民	177	190	225	592	313	444	298	1,055	1,647	
	(比率)	13.6%	12.2%	17.9%	14.4%	20.4%	13.5%	17.8%	16.2%	15.5%	
	小中学生	324	421	254	999	653	1,377	426	2,456	3,455	
	大野城市民	57	55	59	171	216	192	39	447	618	
	(比率)	17.6%	13.1%	23.2%	17.1%	33.1%	13.9%	9.2%	18.2%	17.9%	
	入場者計	1,622	1,978	1,512	5,112	2,187	4,673	2,100	8,960	14,072	
	大野城市民 (比率)	234 14.4%	245 12.4%	284 18.8%	763 14.9%	529 24.2%	636 13.6%	337 16.0%	1,502 16.8%	2,265 16.1%	
入場料計	626	758	594	1,978	797	1,706	809	3,312	5,290		
中央公園	入場者数	7,580	7,388	6,026	20,994	5,926	4,360	4,333	14,619	35,613	
	駐車場	台数	1,580	1,847	1,349	4,776	1,262	1,030	1,033	3,325	8,101
		料金	332	388	283	1,003	265	216	217	698	1,701
	ゴルフ	利用数	360	373	164	897	39	80	197	316	1,213
		料金	76	78	34	188	8	17	41	66	254
利用料金計	407	466	318	1,191	273	233	258	764	1,955		
スポーツ公園	利用団体数	15	11	10	36	10	10	6	26	62	
	利用金額	11	9	17	38	4	5	4	13	51	
他公園	利用団体数	0	2	1	3	0	0	1	1	4	
	利用金額	0	0	4	4	0	0	2	2	6	

名称	細目	10月	11月	12月	第3 四半期	1月	2月	3月	第4 四半期	下半期	年間 合計	
キャンプ場	大人	1,511	1,212	449	3,172	197	406	1,355	1,958	5,130	15,747	
	大野城市民	194	171	108	473	29	46	203	278	751	2,398	
	(比率)	12.8%	14.1%	24.1%	14.9%	14.7%	11.3%	15.0%	14.2%	14.6%	15.2%	
	小中学生	384	386	76	846	23	34	371	428	1,274	4,729	
	大野城市民	37	80	21	138	4	1	41	46	184	802	
	(比率)	9.6%	20.7%	27.6%	16.3%	17.4%	2.9%	11.1%	10.7%	14.4%	17.0%	
	入場者計	1,895	1,598	525	4,018	220	440	1,726	2,386	6,404	20,476	
	大野城市民 (比率)	231 12.2%	251 15.7%	129 24.6%	611 15.2%	33 15.0%	47 10.7%	244 14.1%	324 13.6%	935 14.6%	3,200 15.6%	
入場料計	730	602	209	1,541	90	182	661	932	2,473	7,763		
中央公園	入場者数	7,650	8,946	1,676	18,272	2,708	3,713	6,580	13,001	31,273	66,886	
	駐車場	台数	1,324	1,367	419	3,110	677	919	1,645	3,241	6,351	14,452
		料金	278	287	88	653	142	193	345	681	1,334	3,035
	ゴルフ	利用数	265	193	99	557	131	188	244	563	1,120	2,333
		料金	56	41	21	118	28	39	51	118	236	491
利用料金計	334	328	109	771	170	232	397	799	1,570	3,525		
スポーツ公園	利用団体数	9	12	11	32	11	12	13	36	68	130	
	利用金額	14	13	15	42	8	19	12	38	80	131	
他公園	利用団体数	2	0	0	2	3	1	2	6	8	12	
	利用金額	3	0	0	3	4	1	3	8	11	17	

- 注) 1. 利用料金は四捨五入しています。  
 2. 利用料金は消費税が含まれています。  
 3. 売店等の自主事業は含まれておりません。

1. 入場者数

単位：名、%、千円

名称	細目	4月	5月	6月	第1 四半期	7月	8月	9月	第2 四半期	上半期	
キャンプ場	大人	1,440	1,875	1,194	4,509	1,446	2,937	1,654	6,037	10,546	
	大野城市民	135	275	165	575	252	443	177	872	1,447	
	(比率)	9.4%	14.7%	13.8%	12.8%	17.4%	15.1%	10.7%	14.4%	13.7%	
	小中学生	471	559	219	1,249	599	1,363	398	2,360	3,609	
	大野城市民	56	88	38	182	145	186	57	388	570	
	(比率)	11.9%	15.7%	17.4%	14.6%	24.2%	13.6%	14.3%	16.4%	15.8%	
	入場者計	1,911	2,434	1,413	5,758	2,045	4,300	2,052	8,397	14,155	
	大野城市民	191	363	203	757	397	629	234	1,260	2,017	
(比率)	10.0%	14.9%	14.4%	13.1%	19.4%	14.6%	11.4%	15.0%	14.2%		
入場料計	718	924	559	2,201	748	1,549	795	3,092	5,293		
中央公園	入場者数	9,274	13,792	7,030	30,096	4,786	5,184	4,544	14,514	44,610	
	駐車場	台数	1,756	3,020	1,508	6,284	1,182	1,265	1,104	3,551	9,835
		料金	369	634	317	1,320	248	266	232	745	2,065
	ゴルフ	利用数	300	549	214	1,063	76	112	110	298	1,361
		料金	63	115	45	223	16	24	23	63	286
利用料金計	432	749	362	1,543	264	289	255	808	2,351		
スポーツ公園	利用団体数	10	9	12	31	8	14	13	35	66	
	利用金額	9	11	20	40	5	15	13	33	73	
他公園	利用団体数	1	0	0	1	1	0	1	2	3	
	利用金額	6	0	0	6	0	0	4	4	10	

名称	細目	10月	11月	12月	第3 四半期	1月	2月	3月	第4 四半期	下半期	年間 合計	
キャンプ場	大人	1,800	1,425	505	3,730	292	660	1,722	2,674	6,404	16,950	
	大野城市民	253	219	81	553	21	123	188	332	885	2,332	
	(比率)	14.1%	15.4%	16.0%	14.8%	7.2%	18.6%	10.9%	12.4%	13.8%	13.8%	
	小中学生	442	329	72	843	32	82	450	564	1,407	5,016	
	大野城市民	99	59	17	175	4	8	58	70	245	815	
	(比率)	22.4%	17.9%	23.6%	20.8%	12.5%	9.8%	12.9%	12.4%	17.4%	16.2%	
	入場者計	2,242	1,754	577	4,573	324	742	2,172	3,238	7,811	21,966	
	大野城市民	352	278	98	728	25	131	246	402	1,130	3,147	
(比率)	15.7%	15.8%	17.0%	15.9%	7.7%	17.7%	11.3%	12.4%	14.5%	14.3%		
入場料計	889	699	238	1,826	136	308	857	1,301	3,127	8,420		
中央公園	入場者数	9,830	8,172	1,596	19,598	1,624	5,816	11,354	18,794	38,392	83,002	
	駐車場	台数	1,744	1,623	399	3,766	406	1,454	2,816	4,676	8,442	18,277
		料金	384	357	88	829	89	320	620	1,029	1,858	3,923
	ゴルフ	利用数	352	296	76	724	104	331	700	1,135	1,859	3,220
		料金	77	65	17	159	23	73	154	250	409	694
利用料金計	461	422	105	988	112	393	774	1,278	2,266	4,617		
スポーツ公園	利用団体数	13	13	11	37	8	15	4	27	64	130	
	利用金額	11	15	7	33	8	18	4	30	63	136	
他公園	利用団体数	2	2	0	4	0	1	0	1	5	8	
	利用金額	4	0	0	4	0	2	0	2	6	16	

- 注) 1. 利用料金は四捨五入しています。  
 2. 利用料金は消費税が含まれています。  
 3. 売店等の自主事業は含まれておりません。

1. 入場者数

単位：名、%、千円

名称	細目	4月	5月	6月	第1 四半期	7月	8月	9月	第2 四半期	上半期	
キャンプ場	大人	216	253	999	1,468	1,134	2,408	1,615	5,157	6,625	
	大野城市民	24	38	147	209	165	269	240	674	883	
	(比率)	11.1%	15.0%	14.7%	14.2%	14.6%	11.2%	14.9%	13.1%	13.3%	
	小中学生	110	93	214	417	281	870	348	1,499	1,916	
	大野城市民	20	11	35	66	73	94	64	231	297	
	(比率)	18.2%	11.8%	16.4%	15.8%	26.0%	10.8%	18.4%	15.4%	15.5%	
	入場者計	326	346	1,213	1,885	1,415	3,278	1,963	6,656	8,541	
	大野城市民	44	49	182	275	238	363	304	905	1,180	
(比率)	13.5%	14.2%	15.0%	14.6%	16.8%	11.1%	15.5%	13.6%	13.8%		
入場料計	119	132	487	738	561	1,251	787	2,599	3,336		
中央公園	入場者数	2,388	2,440	5,736	10,564	4,420	10,768	7,338	22,526	33,090	
	駐車場	台数	597	610	1,434	2,641	1,093	2,692	1,827	5,612	8,253
		料金	131	134	315	580	240	592	402	1,235	1,815
	ゴルフ	利用数	114	68	181	363	93	117	325	535	898
		料金	25	15	40	80	20	26	72	118	198
利用料金計	156	149	355	660	261	618	473	1,352	2,012		
スポーツ公園	利用団体数	2	2	12	16	10	16	11	37	53	
	利用金額	-1	1	18	18	1	12	7	20	38	
他公園	利用団体数	0	0	1	1	0	0	2	2	3	
	利用金額	0	0	2	2	0	0	2	2	4	

名称	細目	10月	11月	12月	第3 四半期	1月	2月	3月	第4 四半期	下半期	年間 合計	
キャンプ場	大人	2,025	1,608	701	4,334	317	941	1,898	3,156	7,490	14,115	
	大野城市民	234	253	96	583	49	140	298	487	1,070	1,953	
	(比率)	11.6%	15.7%	13.7%	13.5%	15.5%	14.9%	15.7%	15.4%	14.3%	13.8%	
	小中学生	423	420	108	951	48	146	289	483	1,434	3,350	
	大野城市民	59	77	17	153	10	28	22	60	213	510	
	(比率)	13.9%	18.3%	15.7%	16.1%	20.8%	19.2%	7.6%	12.4%	14.9%	15.2%	
	入場者計	2,448	2,028	809	5,285	365	1,087	2,187	3,639	8,924	17,465	
	大野城市民	293	330	113	736	59	168	320	547	1,283	2,463	
(比率)	12.0%	16.3%	14.0%	13.9%	16.2%	15.5%	14.6%	15.0%	14.4%	14.1%		
入場料計	984	800	332	2,116	150	446	899	1,495	3,611	6,947		
中央公園	入場者数	8,056	8,800	3,041	19,897	2,984	10,016	5,860	18,860	38,757	71,847	
	駐車場	台数	1,992	2,025	754	4,771	746	2,504	1,465	4,715	9,486	17,739
		料金	438	446	166	1,050	164	551	322	1,037	2,087	3,902
	ゴルフ	利用数	263	280	96	639	0	0	260	260	899	1,797
		料金	58	62	21	141	0	0	57	57	198	395
利用料金計	496	507	187	1,190	164	551	380	1,095	2,285	4,297		
スポーツ公園	利用団体数	15	15	11	41	8	14	14	36	77	130	
	利用金額	18	18	12	48	9	18	20	47	94	133	
他公園	利用団体数	1	2	1	4	0	0	1	1	5	8	
	利用金額	0	3	2	5	0	2	0	3	7	11	

- 注) 1. 利用料金は、四捨五入しております。  
 2. 利用料金は、消費税が含まれております。  
 3. 売店等の自主事業は含まれておりません。